

平成31年3月8日

加盟団体
競技審判部会部員
公認レフェリー 各位

公益財団法人日本バドミントン協会
競技審判部長 山田順一郎

サービス高を 1.15m に固定する新ルールに対する 判定方法の暫定処置について

平素より本会へのご理解とご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、サービス高の固定に関してですが、サービス高を 1.15m に固定するルールが 2019 年度 4 月 1 日から運用されることに伴いその判定方法につきまして、国際バドミントン連盟 (BWF)、アジアバドミントン連盟 (BA) 主催の大会では BWF 公認の判定装置を使用し、サービスジャッジによる判定がすでに実施されておりますが、BWF 公認の判定装置が整っていない国内大会の現状ではどのようにして判定するかについて、第 2 回競技審判部会で協議がなされ、サービスジャッジ (サービスジャッジがない場合は主審) による現時点における判定方法は以下のように行うことで意見統一がなされましたのでお知らせいたします。

「ポストやプレーヤーの着衣にコート面から 1.15m 高さのところにテープやリボンなどでマークを付け、そのマークを基準にコート面から 1.15m の高さのところに水平面をイメージし、判定をする」

色々と「ご意見」や「お考え」があるかと思いますが、4 月 1 日から施行という現状を考慮し、現時点では記述の判定方法の実施をお願いすることになりました。しかし、改善の余地は大いにあると思います。今後、判定を実施していく段階でよりよい判定方法が判明した際には、どしどし日本バドミントン協会までご意見を賜りますようお願い申し上げます。